



## 日本企業から受取る配当金について

### 第251回

栗原さん：みらい先生、ご報告があります。この度、2年間シンガポールに赴任することになりました。

みらい：グローバルに活躍したいとおっしゃっていた念願がかないましたね。

栗原さん：はい。そこで、ご相談したいことがございます。私は日本企業の株式を所有しており、毎年配当金を受け取っていますが、この配当金にかかる税金について、海外赴任中の取扱いはどうなりますか？

みらい：日本での配当金にかかる所得税率は上場株式と非上場株式で異なります。上場会社等の配当金(大口個人株主が内国法人から支払いを受けるものを除く)に対する源泉徴収税率は20.315%(所得税および復興特別所得税15.315%、住民税5%)ですが、非居住者の場合住民税は課されませんので、15.315%となります。また、非上場会社等の配当金に対する源泉徴収税率は20.42%で住民税はありません。

栗原さん：昨年までは確定申告をしていたのですが、今年はどうなるのでしょうか。

みらい：居住者の場合、配当所得にかかる所得税は、原則として確定申告の対象とされます(総合課税)が、一定の要件を満たす場合には確定申告不要制度を選択することができます。総合課税の場合は、他の所得と配当所得を合計して税額を計算するのですが、「配当控除」という税額の減額を受けることができます。その結果、税金の還付を受けられる可能性があります。確定申告不要制度は、一定の配当所得については、納税者の判断により確定申告しなくてもよいという制度です。こちらは源泉徴収だけで納税手続きが完結しますので、栗原さんは何もなくて良いです。

栗原さん：今までは税金の還付が受けられると聞いて、確定申告していました。

みらい：残念ですが、国内に恒久施設を有しない非居住者の場合は、この「配当控除」の適用を受けることができません。今年分は、源泉徴収で完結です。

栗原さん：確かに残念ですが、何もなくてよいなら気楽ですよ。ほかに気をつけることはありますか。

みらい：NISAを利用している場合です。以前は出国とともに非課税口座は廃止されていたのですが、税制改正により、転勤等業務命令で2019年4月以後出国する場合には、金融機関に「継続適用届出書」を提

出することで、提出日から5年間は非課税口座を維持できるようになりました。

栗原さん：私は2019年6月出国予定で2年後帰国予定ですので、該当しそうですね。

みらい：そのほか、勤務地国と日本が租税条約を締結していれば、税率の軽減措置を受けられる可能性があります。シンガポールの場合、日星租税条約により、配当に係る事業年度終了の日までの6ヶ月間議決権株式25%以上を保有している場合は5%、その他の配当については15%までの税率とされています。

栗原さん：私は非上場株式からの配当(20.42%)ももらっているのですが、租税条約の適用を受けたほうが良さそうですね。どのような手続きとなりますか。

みらい：支払先(源泉徴収義務者)に対して事前に「租税条約に関する届出書」を提出する必要があります。提出の際には「特典条項に関する付表」に「居住者証明書」を添付して提出して下さい。

栗原さん：わかりました。

みらい：また、栗原さんはシンガポールの居住者となりますので、シンガポールで所得税を申告・納税する義務があります。なお、シンガポール居住者が日本企業から受け取る配当金は、実質的にシンガポールでは課税されない仕組みとなっているようです。国によって取り扱いが異なりますので現地の専門家にご確認下さい。弊社もシンガポール法人を立ち上げましたのでご紹介しますよ。

#### <筆者紹介>

みらいコンサルティンググループ

[本社：東京都中央区・国内10拠点]

現地法人

- ・中国(北京・上海・深セン)・マレーシア(KL)
- ・ベトナム(HCMC)
- JapanDesk
- ・中国(大連)・香港・台湾・シンガポール
- ・タイ・インドネシア・フィリピン
- ・ミャンマー・カンボジア・米国(LA)

URL: <http://www.miraic.jp/>